名称	所在地	実習内容
［略］		
清川メツキ工業株式会社	福井県福井市和田中一丁目四百十四番地	めっき
株式会社スギヤマ	静岡県富士市中里二千六百八番地の五十	鋳造

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百四十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ダイコウパッケージ	京都府京都市中京区西ノ京冷泉町十五番地	印刷
株式会社昭和商会	京都府京都市右京区西院春日町二番地	紙器・段ボール箱製造
株式会社醍醐工業	京都府宇治市菟道平町八十九番地の四十九	溶接
株式会社技建	沖縄県南城市大里字古堅千二百四十六番地	溶接

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百四十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子